

宝塚市制 70 周年記念

花のみちリニューアル業務委託

公募型プロポーザル 実施要領

令和 5 年（2023 年）12 月

宝塚市

宝塚市制 70 周年記念 花のみちリニューアル業務委託
公募型プロポーザル 実施要領

1 事業概要

- (1) 業務名 宝塚市制 70 周年記念花のみちリニューアル業務委託
- (2) 目的 花のみち（市道武庫川通線）は、元々は武庫川の自然堤防であった場所で、その当時に堤防補強のために植えられた松の木が巨木となって木陰をつくり、春には桜の花が咲き誇り、宝塚歌劇や市立手塚治虫記念館などの本市を代表する観光資源へと誘う遊歩道となっている。
- 花のみちの桜の木は、多くの市民が親しみ、観光資源としても貴重な存在であるが、近年、一部で枯死又は衰退していることが判明し、倒壊して歩行者や通行車両に危害が及ぶ危険性があるものについては伐採している状況で、更新や保護が喫緊の課題となっていた。
- 今回、社会貢献に積極的な企業から地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による支援が得られることとなったため、市制 70 周年を記念して、花のみちの桜の木の更新及び保護を軸とした賑わいづくり事業を実施する。
- 本事業をとおして、活力あふれる、創造性豊かなまちづくりを進めることを目的に、公募型プロポーザル方式にて企画提案を募集する。
- (3) 業務場所 宝塚市 栄町 1 丁目外 地内
- (4) 業務内容 別紙「業務委託仕様書」のとおり
- (5) 業務期間 契約締結の日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日まで

2 提案限度額（総額）

金 11,000,000 円（うち消費税及び地方消費税額を含む。）

※提案限度額は、見積価格の上限を示すものであり、本市がこの金額での契約を約束するものではない。

※見積価格が提案限度額を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（単独又は共同事業者（複数の企業の共同体））は、参加表明書等の書類提出時において、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

※共同企業体の場合、各役割を担う事業者を構成員と呼ぶ。

- (1) 日本国内の企業とする。
- (2) 過去 5 年間（平成 30 年(2018 年)4 月以降実施分）において、まちの賑わいづくりに資するイベントの企画、制作、運営等の実績を有すること。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき造園工事業として建設業の許可を受けていること。

- (4) 過去5年間(平成30年(2018年)4月以降契約分)において、公共団体等(国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関<公団、公社、事業団等>)が発注した造園工事を元請けとして請負金額500万円以上の施工実績があり、実績を書類で提出できること。なお、共同企業体による契約実績にあつては、請負金額に出資比率を乗じた額が500万円以上とする。
- (5) 次に掲げる事項に該当する者でないこと。
- ①宝塚市の指名停止基準に基づく指名停止を、本実施要領の配布の日から企画提案書提出日までの期間に受けている者
 - ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に基づく資格制限に該当する者
 - ③宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号)第2条第3号に該当する者
 - ④建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による営業停止の処分を受けている者
 - ⑤会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - ⑥民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ※(1)、(5)については、全ての構成員が要件を満たすこと。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和5年(2023年)12月20日(水)15時00分まで(必着)
- (2) 提出場所 宝塚市役所 都市安全部 建設室 道路管理課(本庁舎3階)
(担当者)石川・石原
- (3) 提出方法 質問書(様式1)により、持参、FAX又はメールにて提出すること。
持参、FAX又はメール以外の方法で提出された質問には回答しない。
(FAX)0797-77-2102
(メール)m-takarazuka0083@city.takarazuka.lg.jp
- (4) 回答日 令和5年(2023年)12月21日(木)13時00分から
- (5) 回答方法 回答は質問者名を伏せ、質問者及び参加申込書を提出している者すべてに回答するとともに市ホームページに掲載する。

5 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出期限 No.1~9 令和5年(2023年)12月26日(火)15時00分まで(必着)
No.10~12 令和6年(2024年)1月17日(水)15時00分まで(必着)
- (2) 提出場所 宝塚市役所 都市安全部 建設室 道路管理課(本庁舎3階)
(住所)〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
(担当者)石川、石原
- (3) 提出方法 持参又は郵送にて提出すること。(郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。)
- (4) 提出書類

| No. | 提出書類 | 様式 | 提出部数 |
|-----|------|----|------|
|-----|------|----|------|

| | | | |
|----|-----------------------------------|-----|-----------|
| 1 | 参加申込書 | 2 | 原本1部 副本9部 |
| 2 | 法人等概要書 | 3 | |
| 3 | 類似業務実績調書 | 4 | |
| 4 | 企画責任者の経歴等 | 5 | |
| 5 | 担当技術者の経歴等 | 6 | |
| 6 | 誓約書 | 7 | |
| 7 | 協力事業者一覧表(協力事業者がいる場合のみ) | 8 | |
| 8 | 共同企業体結成届(共同事業体を結成する場合のみ) | 9 | |
| 9 | 共同企業体結成に係る委任状 (共同事業体を結成する場合のみ) | 9-2 | |
| 10 | 価格見積書 | 任意 | |
| 11 | 工程表 | 任意 | |
| 12 | 企画提案書 | 任意 | |

6 審査方法

(1) 選考について

宝塚市制 70 周年記念 花のみちリニューアル業務委託 公募型プロポーザル審査会（以下、「審査会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

(2) プレゼンテーションによる審査

プレゼンテーションは参加者が企画提案書に沿って説明するものとする。

※プレゼンテーションへの参加は、企画提案書等の内容が要件を満たしている事業者のみとする。

① 実施日時 令和6年（2024年）1月18日（木）9時30分から

② 実施会場 宝塚市役所 特別会議室（本庁舎4階）

③ 実施方法

ア 出席者は1提案につき5名以内とすること。

イ 1応募あたりの持ち時間は30分（説明15分、質疑応答15分）とし、後日連絡する時間配分・時間割により行う。

ウ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。

エ パソコン等を持ち込んで説明する場合は、事務局でモニターとプロジェクターを準備するので、事前に事務局に連絡すること。

(3) 受託候補者の決定

①提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションによる審査を行い、「7 審査基準及び配点」で示す審査基準に基づいて採点した結果、評価点数の上位1者を優先交渉権者とし、受託候補者として選定する。また、次点者を次点候補者として選定し、受託候補者が辞退もしくは失格等になった場合、次点候補者が受託候補者となる。

②評価点数の同じものが2者以上いるときは、企画提案内容に関する評価点数が高いもの

を上位として決定する。

③企画提案書の提出が1者のみの場合であっても、審査を実施する。

④評価点数が満点の60%未満の場合は不採用とする。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、郵送にてプレゼンテーションに参加した全事業者に、令和6年(2024年)1月19日(金)に文書で通知する。

7 審査基準及び配点

| 審査項目 | 採点割合 | 主な審査基準 |
|---------|--------|--|
| ①企画提案内容 | 70/100 | <ul style="list-style-type: none">・本業務の目的と内容を理解しているか・市制70周年を記念した企画となっているか (令和6年(2024年)4月から同6月の間に、賑わいの創出に資する企画の開催があるか)・既存樹木の保護に資する企画となっているか・桜の植え替えや治療の方法は具体的で実現性はあるか・植樹する桜の品種、苗木の選定は業務の目的に適合しているか・周辺施設と連携した企画となっているか・歩行者や通行車両等に対する安全対策は十分か・その他、具体的で実現可能な提案内容があるか |
| ②推進体制 | 15/100 | <ul style="list-style-type: none">・適正な配置人員で、本市の指示に柔軟な対応が可能か・高度な専門知識を有する技術者が配置されているか・適切なスケジュール設定で、桜の枯死や衰退を防ぐ対策が施されているか |
| ③価格 | 5/100 | <ul style="list-style-type: none">・見積書により次のとおり算出する 配分点×最低見積価格÷見積価格 |
| ④全体的適正度 | 10/100 | <ul style="list-style-type: none">・取組意欲があり、実現性が高いか |

8 日程

- ・ 公示 令和5年(2023年)12月15日(金) から
- ・ 質問受付締切 令和5年(2023年)12月20日(水) 15時00分まで
- ・ 参加申込書等受付締切 令和5年(2023年)12月26日(火) 15時00分まで
- ・ 企画提案書等受付締切 令和6年(2024年)1月17日(水) 15時00分まで
- ・ プレゼンテーション 令和6年(2024年)1月18日(木) 9時30分から
- ・ 審査結果通知 令和6年(2024年)1月19日(金)
- ・ 契約締結、業務開始 令和6年(2024年)1月下旬

9 失格事項

本プロポーザルの申請者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき。
- (3) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき。
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (5) プロポーザルの手続きの過程で、前記「3 参加資格」の規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (6) 正当な理由がなくプレゼンテーションに欠席したとき。
- (7) 価格見積書の金額が、前記「2 提案限度額（総額）」の金額を超過しているとき。

10 契約

市と優先交渉権者は「宝塚市制 70 周年記念 花のみちリニューアル業務委託契約」を締結する。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返還せず、提出者に無断でプロポーザル以外の用途に使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 審査内容に係わる質問には、一切応じない。
- (6) 採用された企画提案書について、市は、提出者と協議の上変更することがある。
- (7) 宝塚市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。

ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開とすることがあるので、これに該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの優先交渉権者決定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とする。

12 担当部署（問い合わせ先）

宝塚市役所 都市安全部 建設室 道路管理課

（担当者）石川、石原

（住 所）〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

（電 話）0797-77-2094（直通）

（F A X）0797-77-2102

（Eメール）m-takarazuka0083@city.takarazuka.lg.jp

（U R L）<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>